

岐阜県教職員組合 臨時教職員対策部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和2年7月31日 15時30分～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和 2 年 7 月 31 日）

要 望 事 項	回 答
1	6 月 4 日の県教委懇談で依頼した次の項目について、至急対応してください。
(1)	<p>年次有給休暇日数をすべての会計年度任用職員に明示すること。また年次休暇を時間単位で取る場合や特別休暇などの休暇制度についての説明書も配布すること。</p> <p>年次休暇日数を明示し、休暇についての手引きを配布する方向で検討しています。</p>
(2)	<p>今年度の非常勤講師の勤務条件通知書について、次の不記載項目を訂正し至急再交付すること。</p> <p>曜日ごとの勤務時間、年次休暇の日数、特別休暇、諸手当（①通勤費相当額 ②地域手当 ③期末手当等）の有無、</p> <p>社会保険（健康保険、厚生年金）の適用の有無、雇用保険の適用の有無、災害補償等に関する事項、雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口</p> <p>勤務条件通知書については、現在記載内容を検討、見直しを進めているところです。</p>
(3)	非常勤講師の雇用保険について
	①加入条件については、週の契約勤務時間によるものとする。 令和 2 年 7 月 2 0 日付けで、岐阜県教育委員会会計年度任用職員の雇用保険への加入について連絡をしたところです。
	②県教委は雇用保険該当者数の把握をすること。 各学校、教育事務所が事業主となり雇用保険に加入しているところです。当課では雇用保険に必要な金額のみを調査しており、具体的な加入人数についての報告を求めておりません。
	③雇用保険のための経費を確保すること。 今年度も必要な予算については確保しております。
	④該当者本人に雇用保険の内容について文書で説明すること。 雇用保険に内容に関する問い合わせについては、ハローワークが所管しておりますので、管内のハローワークにお尋ねください。
2	臨時的任用職員、任期付採用職員と会計年度任用職員（パート）の任用に関して、以下の様にすすめてください。
(1)	<p>年度当初の欠員および加配定数による教職員の任用は、任期の定めのない常勤職員で配置すること。</p> <p>今年度より育休者に対する補充者として任期付採用職員を任用しております。今後の任期付採用のあり方については、他県の状況も踏まえて検討していきます。</p>
(2)	<p>現在の非正規率が約 2 5 %である特別支援学校において、至急他の校種並みに非正規率を引き下げること。</p> <p>特別支援学校の講師の割合が高いことについては極めて重要な課題であると考えており、近年は採用数を増加してきているところです。それに伴い、本務職員の割合も高くなってきており、現在の計画により数年後には、さらに大幅に改善される見込みです。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和 2 年 7 月 31 日）

要 望 事 項	回 答
(3) 臨時的任用職員、任期付採用職員の募集・任用にあたっては、次のようにすること。	
①募集にあたっては、任用根拠となる法令等および職務内容を文書で明示すること	募集時に任用根拠となる法令等を記載するなど検討していきたいと考えております。
②勤務条件通知書に任用根拠となる法令等を記載すること。また、管理職が当該職員に対しその任用理由を確実に伝えるようにすること。	勤務条件通知書等に任用根拠となる法令等を記載するなど検討していきたいと考えております。管理職に、当該職員に対しその任用理由を伝えることも併せて周知したいと考えております。
(4) 会計年度任用職員（パートタイム）の募集・任用にあたっては、次のようにすること。	
①募集にあたっては、任用根拠となる法令等および職務内容を文書で明示すること。	募集時に任用根拠となる法令等を記載するなど検討していきたいと考えております。
②勤務条件通知書には次の内容も記載すること。 任用根拠となる法令等、曜日ごとの勤務時間と年間の勤務予定総時間数	勤務条件通知書については、現在記載内容を検討、見直しを進めているところです。
③会計年度任用職員の勤務条件及び休暇制度については、誰が見ても分かるマニュアルを作成し当該職員に交付すること。	マニュアルは、知事部局版をもとに作成しております。県立学校では、RENNTAI ポータルサイトから閲覧でき、小中学校は各校に配付しております。今後、管理職らが会計年度任用職員の勤務条件や休暇制度を職員などに伝えるように指導してまいります。
④勤務予定総時間数は、市町村立学校も県立学校と同様に年間 40 週として定めること。	市町村立学校は各教科等の授業時数を 35 週にわたって平均的に配当し、学校教育法施行規則別表第 1 において定めている年間の授業時数について児童生徒の負担過重にならない程度に考慮しております。従って、非常勤講師の勤務予定総時間数は年間 35 週として運用しております。 なお、県立学校においては年間 40 週ではなく、1 授業に対し、年 40 時間として運用しております。
(5) 雇用時健康診断を県費負担で行うこと。	雇入れ時健康診断については、事務系職員は令和 2 年度採用者から、教員は令和 3 年度採用者から対応します。なお、短時間勤務職員については、雇入れ時健康診断の対象とはなりません。希望により定期健康診断を受診できる体制を整備しています。
3 臨時的任用職員と任期付任用職員の任用に関して、以下のことをすすめてください。	

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和 2 年 7 月 31 日）

要 望 事 項	回 答
(1) 正規教員と同等の職務の内容や責任を有する場合は、下位の級に格付けを行わないこと。 とりわけ、学級担任を担当する臨時的任用職員と任期付採用職員の任用格付けを教諭とすること。	岐阜県では、現在は本務者を「教諭」「養護教諭」として格付けしており、臨時的任用職員や任期付採用職員を本務者と同様の任用格付けしておりません。そのため、学校長に対して、講師や養護助教諭に対しては職務内容に差をつける（校務分掌を配慮）ように指導しております。 今後、「同一労働、同一賃金」の原則のもと、教諭と講師（養護教諭と養護助教諭）の職務内容の違いや他県の2級適用状況などを調査し、検討してまいりたいと思います。
(2) 養護教諭の代替職員の任用格付けを、正規の養護教諭と便宜上区別するという理由で養護助教諭としないこと。	本県の養護助教諭は、教育職員免許法による臨時免許状が授与された養護助教諭のことを指すのではなく、臨時的任用として任用された者を養護助教諭としております。
(3) 校長に対し、教諭と講師の職務内容の違いについて具体的に明示し、講師の職務内容を越えた校務分掌を命ずることがないようにすること。	校長が校務分掌組織を定め、職員に分掌を命じることから、校長が教諭、講師、養護教諭の職務内容などに照らし合わせて命じるものであります。今後も、校長に対して周知してまいります。
(4) 臨時的任用職員の任用に伴う転居に対し、赴任旅費相当額を支給すること。	旅費規程のとおり取り扱うこととなりますので赴任旅費の対象とはなりません。
4 会計年度任用職員（パートタイム）の待遇について	
(1) 年度当初から1年間任用の場合、任用期間を4月1日から3月31日までとすること。 ①4月1日からの任用として、職員会議に参加できるようにすること。 ②教育的配慮から、離任式等にも出席できるようにすること。	現在、任用期間については学校の実情に応じて勤務を必要とする期間を任用期間としております。
(2) 教科等担当非常勤講師の勤務時間及び報酬について	
①日常の授業の準備や処理などの勤務に対する報酬を支給すること。	県立学校、市町村立学校ともに担当した勤務時間内で支給対象となっております。
②実験、実習に伴う準備処理などの勤務に対する報酬を支給すること。	県立学校、市町村立学校ともに担当した勤務時間内で支給対象となっております。
③1日の勤務時間は継続させること。	勤務時間はできる限り連続するようにしているところですが、学校の時間割の関係上、非常勤講師の勤務時間が、やむをえず連続しないことがあります。その点をご理解ください。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 (令和 2 年 7 月 31 日)

要 望 事 項	回 答
④職務経験等を考慮した報酬単価表を定めること。	教科担当非常勤講師は、授業のみに特化した業務であり、学校の管理運営上必要となる校務分掌（教務や生徒指導・生活指導、進路指導など）も行う常勤職員の教諭とは職務内容がかなり異なるため、その職務の特殊性から例外的な職として整理し、経験年数加味方式ではなく固定単価によることとしました。 なお、報酬単価については、近隣県と同等程度となるよう見直しを行ったところです。
(3) 期末手当及び増額報酬支給の条件とされる週 1 5 時間 3 0 分以上の勤務は、勤務条件通知書に記載された週の勤務時間とすること	勤務条件通知書については、現在記載内容を検討、見直しを進めているところです。
(4) 公務災害による休暇を有給休暇にすること。	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則において、無休の休暇となっていますので、無給休暇での対応となります。
(5) 定期健康診断は常勤職員と同様の検査項目にし、希望者に無償で実施すること。	週勤務 2 9 時間以上の会計年度職員については、労働安全衛生法に基づき血液検査の一部を除いた全ての検査を実施しています。なお、短時間勤務職員など法に基づく検査を要しない職員についても、受診勧奨や希望により受診できるよう柔軟な制度運用に努めています。

教員採用に関わる懇談内容

1	一定の長期臨時教員に対して、1 次試験免除や加点対象、または特別選考枠の実施など経験尊重した制度にしてください。	
2	受験者の負担軽減と感染対策のため、試験会場を飛騨または東濃地域など分散実施してください。	
3	社会人特別選考、地域限定特別選考を採用予定人数に含めてください。	